

【z112】 育児休業・部分休業・育児短時間勤務の比較

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
内容	子が満3歳に達する日まで、職を保有しながら職務に従事しないことができる制度。	子が小学校就学の始期に達する（満6歳に達する日以降の最初の3月31日）まで、1日2時間（同時に育児休暇または介護時間を取得する場合はこれを除く時間）を上限に、勤務の始め又は終わりに30分単位で取得できる制度。	子が小学校就学の始期に達するまで、常勤職員のまま育児のための短時間勤務ができる制度
対象者	男女を問わずすべての職員（ただし一部の会計年度任用職員、臨時職員、育休任期付職員等は対象外）	男女を問わずすべての職員（ただし会計年度任用職員、育児短時間勤務職員等は対象外）	男女を問わずすべての職員（ただし一部の会計年度任用職員、臨時職員、育休任期付職員等は対象外）
給料月額	無給（地共済および県共助会から手当金等の給付がある）	無給（勤務しない一時間につき勤務一時間あたりの給与額を減額）	有給（勤務時間数に応じた給与額を支給）
期末手当	基準日までの6ヶ月間の勤務期間に応じて支給。休業期間が一月を超える部分については2分の1を勤務期間から除算（一月以下は除算しない）。	減額しない。	手当の基礎額は、フルタイム勤務時の額に割り戻す。短縮した勤務時間の短縮分の2分の1を在職期間から除算。
勤勉手当	基準日までの6ヶ月間の勤務期間に応じて支給。休業期間が一月を超える部分については全部を勤務期間から除算（一月以下は除算しない）。	休業期間が30日を超える場合には、その全期間を除算。	手当の基礎額は、フルタイム勤務時の額に割り戻す。短縮した勤務時間の短縮分の全部を在職期間から除算。
退職手当	子が1歳に達する日の属する月までの休業期間の3分の1を勤続月数から除算、それ以降の休業期間は2分の1を除算。	勤続期間の除算なし。	短時間勤務による服務期間の3分の1を勤続月数から除算。